



令和5年度改訂版

高 松 市

目 次

第 1 章 基本的事項 1

1 策定の趣旨

第 2 章 高松市の現状と課題 2

- 1 地域コミュニティ協議会
- 2 市民活動団体

第 3 章 施策の方向 4

- 1 目指すべき理想像
- 2 施策の体系

第 4 章 施策の方向に基づく具体的事業 6

第 5 章 事業展開に当たっての留意事項 20

- 1 協働の原則
- 2 協働の領域
- 3 協働の形態

第 6 章 協働の推進 29

基本的事項

1 策定の趣旨

現在、地域において、地域活動を支える人材の不足、地域を構成する各種団体への帰属意識の希薄化が生じるなど、一人一人や一つの世帯で解決できない課題を地域全体で解決する力（地域力）が弱体化しているという状況があります。

また、市民・企業の意識やニーズが多様化し、行政需要が変化する中、公共という範囲を広くとらえ、地域コミュニティ協議会や市民活動団体、企業など多様な主体が地域社会を支える「新しい公共」という考え方の下、新たな仕組みづくりが必要となっており、市民の市政への参画意識の高まりや、地域コミュニティ協議会や市民活動団体の活動の活性化など、市民の自発的活動を生かし、それぞれの役割分担を明確にしなが、共に市政を推進していくことが求められています。

このガイドは、高松市自治基本条例に掲げる市民主体のまちづくりを実現するべく「高松市自治と協働の基本指針」で示した取組の方向性に基づき、施策体系別、協働の形態別にモデル的事業等を示すことにより、今後の協働のまちづくり施策の一層の充実を図るとともに、多くの市民の皆さんに御覧いただき、参画・協働の契機としていただくことを目的として策定するものです。

平成23年10月



高松市の現状と課題

1 地域コミュニティ協議会

(1) 地域コミュニティ協議会の現状

地域コミュニティ協議会は、条例において「地域の課題を解決するために活動する組織で、一つの地域につき一つに限り市長が認定したもの」と規定しています。

現在、市全域をカバーする44の地域コミュニティ協議会が設立されており、市内に52あるコミュニティセンターは、それぞれ各地域コミュニティ協議会が指定管理者として維持管理を行っています。

(2) 地域コミュニティ協議会の課題

地域コミュニティ協議会が抱える今後の課題として、以下のものが挙げられます。

- 地域を代表する公益団体としてのルールづくり
- 民主的な運営及び透明性の確保

また、部会の活動を充実し個人の参画を図るなど、できる限り多くの市民がまちづくりに参画・協働できる仕組みづくりが求められています。

(3) 地域コミュニティ協議会が必要とする資源

多くの地域コミュニティ協議会は、次のような資源に不足を感じています。

- コミュニティ活動に取り組む人材
- コミュニティ活動に参加するきっかけ
- コミュニティ活動を行うためのノウハウ
- 協議会同士の交流、連携

そのほか、地域コミュニティ協議会が必要としているものは、次のようなものです。

- コミュニティ活動に対する地域住民の意識の転換（特に若年層、転勤族等）
- 地域コミュニティ協議会の組織強化
- 地域の代表であることの認知

(4) 地域コミュニティ協議会が行政に期待する支援

地域コミュニティ協議会は行政に対し、次のような支援を期待しています。

- 地域活動への職員の関わり
- 縦割り行政の弊害への対応
- 各地域の実情に合った支援

2 市民活動団体

(1) 市民活動団体の現状

ボランティア団体やNPO法人など市民活動団体は、「専門性」、「先駆性」、「迅速性」などの特性を持っており、行政の持つ公平性や、企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取組が可能です。

地域課題の解決を始め、被災地の支援等に際しても、多くの市民活動団体が活躍しています。本市が市民主体のまちづくりを進めていくためには、市民活動団体の活動は、欠かせないものです。

(2) 市民活動団体の課題

個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりのため、また、市民主体の地域社会を実現する原動力となるために、市民活動団体が様々な社会的役割を担うことが期待されていますが、活動をしていく上で次のような課題があります。

- 不足している資源の確保
- 団体や活動に対する認知度の向上
- 非営利活動に対する市民理解の促進

(3) 市民活動団体が必要とする資源

多くの市民活動団体が、次のような資源に不足を感じ、継続的に公益的活動を行うために必要であると考えています。

- スタッフ
- 活動資金
- 活動拠点となる施設
- 情報量



(4) 市民活動団体が行政に期待する支援

市民活動団体は行政に対し、次のような支援を期待しています。

- 団体の自立性や自発性を損なわない配慮
- これまでの行政サービスについて、協働の視点から市民と行政の領域整理を行うこと
- 中間支援組織（市民活動センター）の機能強化

また、地域コミュニティ協議会等との協働を希望する市民活動団体は多いものの、協働を進めるためには連携・交流の場の確保やコーディネート等の支援が必要であるとしています。

施策の方向

1 目指すべき理想像

高松市自治基本条例に規定する自治や協働の基本理念、補完性の原理などに立脚し、様々な地域課題に取り組むことを通じて、お互いに、人の役に立つということが感じられ、すべての人に、居場所と出番があり、それぞれが助け合い、支え合うことが、これからのまちづくりの姿と考えます。

そこで、「高松市自治と協働の基本指針」において、本市の目指すべき自治と協働の姿を「地域の特性を生かし、多様な主体が参画・協働するまちづくり」と決めました。



2 施策の体系

施策の方向		取組項目
人づくり	1 人材育成	1-1 子どもたちの参画機会の創出
		1-2 団塊世代の参画機会の創出
		1-3 若年層・転勤族等の参画機会の創出
		1-4 多様な人材養成事業
	2 職員の育成	2-1 職員の意識改革
		2-2 協働推進員の育成・活用
拠点づくり	3 活動拠点の整備・充実	3-1 コミュニティ活動の拠点整備
環境づくり	4 組織運営の充実・強化	4-1 地域コミュニティ協議会の自立・活性化の支援
		4-2 地域コミュニティ協議会の組織強化
		4-3 市民活動団体の自立・活性化の支援
		4-4 中間支援組織の情報収集・発信、コーディネート機能の充実
	5 団体同士の連携	5-1 地域コミュニティ協議会と市民活動団体の協働の促進
		5-2 CSR（企業の社会的責任）に基づく取組の推進
		5-3 地域コミュニティ協議会と行政の連携
		5-4 市民活動団体と行政の連携
		5-5 大学、企業等と行政の連携
	6 積極的な参画を促す事業の推進	6-1 市民提案型事業の充実
		6-2 意見交換の機会の提供
	7 行政の組織体制整備	7-1 市民への積極的な情報提供・情報共有
		7-2 行政内での地域コミュニティ協議会や市民活動団体に関する情報共有
		7-3 局課の横断的な参画・協働の体制整備



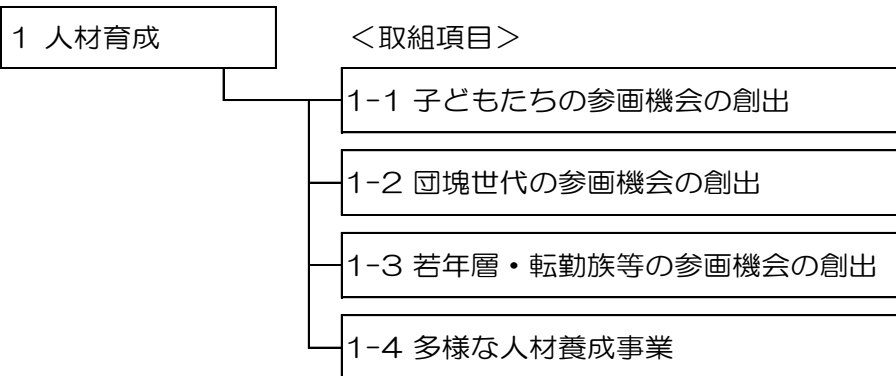
施策の方向に基づく具体的事業

第3章で示した施策の体系に基づき、モデル的な事業を例示します。

1 人材育成

地域コミュニティ協議会や市民活動団体の活動を活性化させるとともに、地域のまちづくりのリーダーとなる人、企画・運営を行う人、まちづくりのコーディネートを担う人等、協働を進める人材の育成事業を実施又は支援します。

<施策の方向>



1-1 子どもたちの参画機会の創出

事業名	事業概要
児童生徒のボランティア活動の実施 (学校教育課)	総合的な学習の時間活性化推進事業の一環として、ボランティア等を含む児童生徒の体験活動の充実を図ります。
乳児とのふれあい事業 (子育て支援課)	中学生を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、生命や家庭の大切さについての学習、赤ちゃん講座や乳幼児の安全な抱き方などの体験ができる機会を設けることにより、家庭や地域でのコミュニケーションを活性化し、児童の健全育成及び次代の親づくりを促進します。

<p>「親子文化財教室」開催事業 (文化財課)</p>	<p>子どもが親と共に参加し学ぶ体験型文化財学習会で、年間2回程度、学校の休日に開催し、子どもの頃から文化財に触れることにより、文化財に関心のある人材の育成を図ります。</p>
---------------------------------	--

1-2 団塊世代の参画機会の創出

事業名	事業概要
<p>放課後子ども教室事業 (子育て支援課)</p>	<p>放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、子どもの健全育成を図るとともに、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進します。</p>

1-3 若年層・転勤族等の参画機会の創出

事業名	事業概要
<p>二十歳のつどい運営事業 (生涯学習課)</p>	<p>高松市二十歳のつどいに向けて、広く市民から募集したボランティアスタッフが式典の企画段階から参画することにより、新成人を人生の節目ととらえ、厳粛な中にも温かみのある思い出として残り、自らの式典として感じ取れる二十歳のつどいを開催します。</p>

1-4 多様な人材養成事業

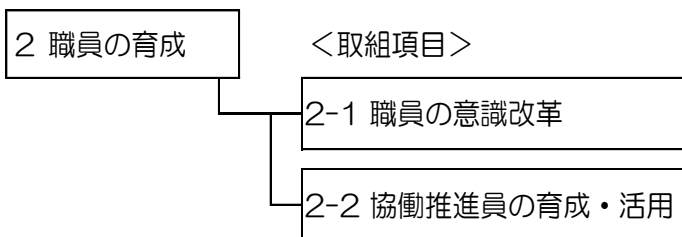
事業名	事業概要
<p>人権啓発推進事業 (人権啓発課)</p>	<p>地域における人権教育・啓発推進の中心的な役割を担う人材として、地域コミュニティ協議会が「人権啓発推進員」を選任し、その活動を充実させるための「人権啓発推進員」研修会で得た知識や啓発のノウハウをもとに、機会あるごとに地域内の人権教育・啓発に当たります。</p>
<p>認知症サポーター養成講座 (地域包括支援センター「あんしんサポート」)</p>	<p>認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。地域住民、企業、学校、行政等に対して養成講座を実施し、認知症について意識啓発を行います。</p>

2 職員の育成

地域活動の重要性を理解し、サポートできる職員づくりを進めるため、職員の意識の状況を確認するとともに、地域コミュニティ等と協働に関する職員研修により、職員の地域コミュニティ活動等への意識改革を行い、全ての職員が協働の主体であることの自覚を促します。

また、市政への市民参画や協働を積極的に推進するために重要な役割を担う各協働推進員を協働のコーディネーターに育成します。

<施策の方向>



2-1 職員の意識改革

事業名	事業概要
職員研修の実施 (人事課)	市民の視点に立った行政運営ができる職員を育成するため、NPOへの事業委託やコミュニティ協議会との連携により、これらのノウハウ等を生かした職員研修を行います。

2-2 協働推進員の育成・活用

事業名	事業概要
協働推進員の配置 (コミュニティ推進課、 男女共同参画・協働推進課)	協働事業の円滑な推進を図り、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、各所属及び各地域コミュニティ協議会単位で協働推進員を配置します。 平成30年度からは、地域担当協働推進員をコミュニティ推進課が、所属担当協働推進員を男女共同参画・協働推進課が担当しています。

3 活動拠点の整備・充実

コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの計画的な整備を図ります。

<施策の方向>

3 活動拠点の整備・充実

<取組項目>

3-1 コミュニティ活動の拠点整備

3-1 コミュニティ活動の拠点整備

事業名	事業概要
コミュニティセンターの整備 (地域振興課)	コミュニティセンター中期整備指針及び整備方針に基づき、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの整備を計画的に推進します。



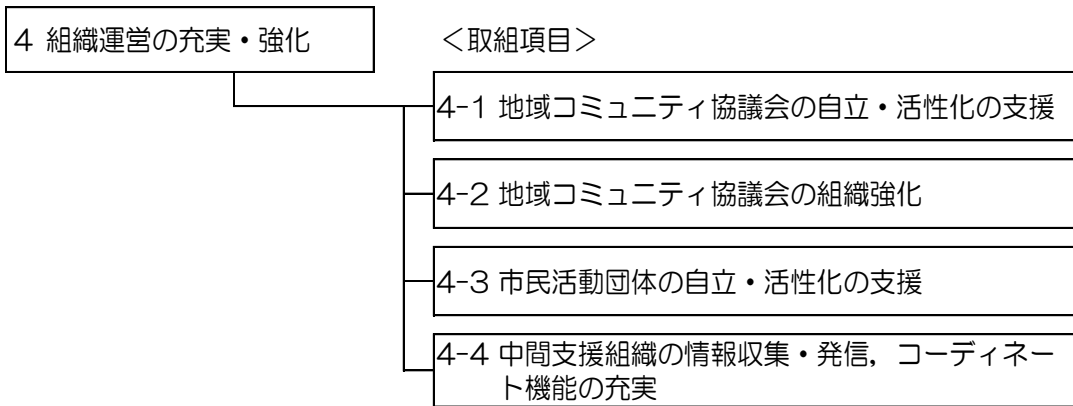
コミュニティセンターの整備

4 組織運営の充実・強化

市民自らが自主的・主体的にまちづくりに取り組むため、単位自治会を核とする地域コミュニティ協議会や市民活動団体の機能強化を図り、支援を行います。

また、市民活動団体の活動を支援する市民活動センターや地域コミュニティ協議会を支援する一般社団法人高松市コミュニティ連合会など、中間支援組織同士が連携し、双方の特性を生かしながらそれぞれの中間支援機能を強化できるよう支援を行います。

<施策の方向>



4-1 地域コミュニティ協議会の自立・活性化の支援

事業名	事業概要
地域まちづくり交付金事業 (コミュニティ推進課)	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働による地域みずからのまちづくりを推進するため、地域まちづくり交付金として助成します。

4-2 地域コミュニティ協議会の組織強化

事業名	事業概要
自治会再生支援事業 (コミュニティ推進課)	近年の都市化や核家族化の進展により、減少傾向にある自治会への加入を促進するため、自治会加入促進月間を中心に加入促進の取組みを行うほか、地域と行政で組織する「自治会の在り方等検討プロジェクトチーム」において、魅力ある自治会に近づくための具体的な方策等が取りまとめられた最終報告書を踏まえ、今後の自治会の再生及び活性化に向けた地域・行政双方で取り組むべき施策について検討を進めています。

4-3 市民活動団体の自立・活性化の支援

事業名	事業概要
収益事業を行わない公益法人等に対する法人市民税(均等割)の減免 (市民税課)	公益法人等の活動を側面的に支援する観点から、収益事業を行わない公益法人等の法人市民税(均等割)について、条例等の規定に基づき、減免します。
みんなでみんなの和い輪いかい (男女共同参画・協働推進課)	様々な分野においてそれぞれが個々に活動している市民活動団体やボランティア団体が集まり、市民活動の経験がない方も一緒になって気軽に市民活動について話し合い、ボランティア体験もできる場として、また、市民活動団体同士のネットワークを広げる場として、みんなでみんなの和い輪いかい実行委員会と共催で実施しています。

4-4 中間支援組織の情報収集・発信、コーディネート機能の充実

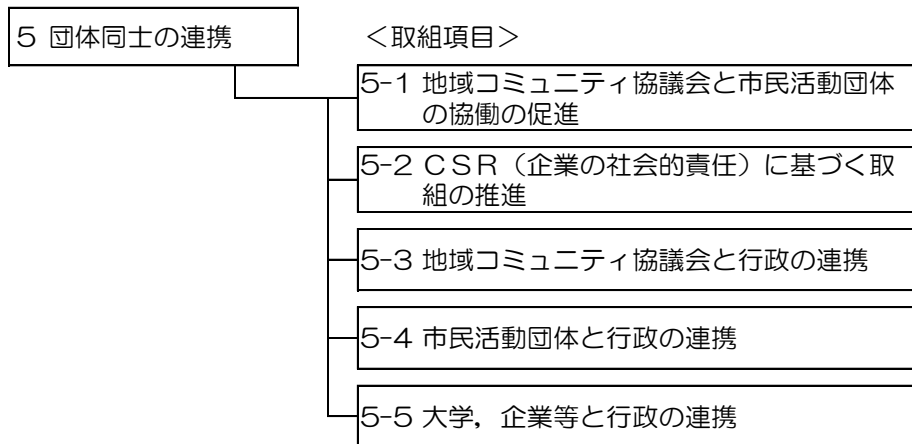
事業名	事業概要
高松市男女共同参画センターの情報収集・提供及び相談事業 (男女共同参画・協働推進課)	男女共同参画社会の実現に向けての市民活動拠点である高松市男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会に関する情報収集・情報提供及び相談事業を行います。
一般社団法人高松市コミュニティ連合会と市民活動センターの連携の充実 (コミュニティ推進課、男女共同参画・協働推進課)	高松市まちづくり学校実行委員会による、交流事業を開催します。平成28年4月に瓦町FLAG8階に開設した市民活動センターを拠点に、同センターと一般社団法人高松市コミュニティ連合会の連携、市民活動団体と地域コミュニティ協議会との協働事業の実施など、多様な市民による協働の仕組みづくりに取り組みます。

5 団体同士の連携

地域コミュニティ協議会を構成する地域の各種団体や市民活動団体は、団体独自の活動はもとより、相互に協力・連携し、地域の課題解決に向けて活動する必要があります。

そこで、市民と行政との連携・協働を積極的に推進することはもとより、地域コミュニティ協議会と市民活動団体による協働事業など、市民同士・団体同士による協働を促進する仕組みづくりに取り組みます。企業等においても、CSR（企業の社会的責任）の推進を図るなど、地域のまちづくりへの多様な主体の参画を促進します。

<施策の方向>



5-1 地域コミュニティ協議会と市民活動団体の協働の促進

事業名	事業概要
行政・地域の「悩みのタネ」の提供 (男女共同参画・協働推進課)	各地域コミュニティ協議会や本市が抱える課題「悩みのタネ」を抽出し、悩みを解決したい市民に提供することで、本市の協働事業の促進を図ります。
「高松市まちづくり学校」事業 (男女共同参画・協働推進課)	地域づくりの担い手となる人材の育成を図るとともに、市民の交流促進に寄与することを目的とし、高松市まちづくり学校実行委員会を設立しました。同実行委員会を中心に、既存の市民活動団体や個人の知見を生かし、まちづくりを行う新たな人材を育成する講座・研修の企画及び運営並びに市民活動団体の交流の場の提供及び協働推進の普及啓発を実施します。

5-2 CSR（企業の社会的責任）に基づく取組の推進

事業名	事業概要
捨てずに活かそう ネットワーク事業 (男女共同参画・協働推進課)	企業などが持つ、物品、場所、人材、ノウハウ、情報等などの資源と市民活動団体等をマッチングすることにより、市民活動の活性化と、企業等の社会貢献活動の拡大を図ります。
災害時における 救援物資提供に関する協定 (危機管理課)	災害時における物資の提供に関する協定に基づき、市からの要請により事業者は救援物資を提供します。 市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、市災害対策本部からの要請により、在庫製品の避難所への優先的な提供や専用自動販売機内の製品を無料提供します。
レジ袋の削減推進事業 (ゼロカーボンシティ推進課)	温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果がある、レジ袋等の使用量削減について、事業者・市民団体・高松市の三者において「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、買い物袋の持参を呼びかけるなど、レジ袋の使用量削減に取り組みます。
まなびCAN・CSR教室事業 (生涯学習課 生涯学習センター)	生涯学習の分野における企業や個人事業者の社会貢献を進める場として、生涯学習センターの施設を提供し、企業等との共催事業として“まなびCAN・CSR教室”を開催します。 企業等は、本事業の趣旨を理解し、市民の生涯学習に資する講師を派遣し、生涯学習センターは、講義内容を協議し、施設提供と広報活動、受講者の受付等の役割を担います。



5-3 地域コミュニティ協議会と行政の連携

事業名	事業概要
地域組織が主体となる地域公共交通運行事業 (交通政策課)	本格的な人口減少、少子・超高齢社会において、中山間地域などの公共交通空白地域における移動手段を確保するため、地域の実情に即したコミュニティ交通の導入に向けて、地域と共に、地域主体による運行を目指します。
災害時要配慮者支援事業 (健康福祉総務課)	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めるため、地域において避難支援を希望する人の名前や住所、緊急連絡先などの情報を名簿に登録し、かつ、その名簿登録者一人一人の個別避難計画を作成し、その情報を行政と地域支援組織等で共有します。
地域清掃支援事業 (環境指導課 適正処理対策室)	地域コミュニティを中心に、地域ごとに行われる清掃活動を支援することにより、住みよい環境を守り、また、環境美化に対する意識高揚により、美しいまちづくりを推進します。
高松市自主防災組織育成強化事業 (消防局予防課)	地域における防災対策の中心となる、自主防災組織に対して、防災訓練で使用する非常食品を助成するほか、より実践的な防災訓練等の支援を行うことにより、地域の防災力向上を図ります。
「ため池守り隊」市民活動支援事業 (土地改良課)	市内に点在するため池のうち、用途地域内で住宅地に隣接し、散策路等に利用され、農業以外の役割が多いため池について、市民が主体的に取り組む、ため池の保全活動を支援することにより、本市のため池の自然環境を守り育みます。



「ため池守り隊」市民活動支援事業

5-4 市民活動団体と行政の連携

事業名	事業概要
<p>地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)</p>	<p>子育て家庭の子育てへの不安・負担感を緩和し、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、主に乳幼児とその保護者等が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で相互交流・情報交換や育児相談を行う場を提供・運営する「地域子育て支援拠点事業」をNPO法人等に委託します。</p>
<p>養育支援訪問事業 (こども女性相談課)</p>	<p>養育が特に必要(育児ストレス、児童不安等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭)と判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する助言、指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的としています。</p>
<p>ミルクボランティア事業 (生活衛生課)</p>	<p>保健所に収容された犬猫のうち、離乳前の幼齢な犬猫を、離乳し自力で食餌可能な日齢に達するまで育成するミルクボランティアに一時的に預けることにより、幼齢動物の殺処分を減少させるとともに、動物愛護センターにおける譲渡事業を推進します。</p>
<p>高松市青少年健全育成「市民のつどい」 (生涯学習課 少年育成センター)</p>	<p>青少年の健全育成団体である高松市青少年健全育成市民会議等と協力して、11月の子供・若者育成支援推進強調月間に合わせて、青少年の健全な成長を願う市民がつどい、明るい家庭づくりと青少年を健やかに成長させるために、非行防止・健全育成の広報、啓発活動を展開します。</p>
<p>南部クリーンセンター・エコホテル体験学習事業 (南部クリーンセンター)</p>	<p>リサイクルに対する市民の理解と取組意欲を一層高めるため、楽しくリサイクルを体験する講座を実施します。環境分野のNPO等と協働により、新たな講座や実施手法などを、講師と共にバリューアップを図りながら実施します。</p>
<p>高松市菊花展競技会 (文化財課)</p>	<p>玉藻公園の開園当初より毎年開催されている菊花の展示会。菊栽培の愛好家が大菊、盆栽花壇、総合花壇、懸崖花壇等を多数展示します。</p>

5-5 大学、企業等と行政の連携

事業名	事業概要
大学等との連携事業 (政策課)	少子・超高齢化、人口減少社会の到来による人口構造の変化により、複雑化・高度化する地域課題に的確に対応するため、大学、企業等、多様な主体との連携を図りながら、多分野・多面的に課題解決に取り組みます。

6 積極的な参画を促す事業の推進

地域の課題解決や市政に対する市民の参画意識の高揚を図るため、協働の視点を重視し、市民提案型事業等の事業提案や意見交換の機会の提供等、市民の積極的な参画を促す事業を実施します。

<施策の方向>

6 積極的な参画を促す事業の推進

<取組項目>

6-1 市民提案型事業の充実

6-2 意見交換の機会の提供

6-1 市民提案型事業の充実

事業名	事業概要
子どもを中心にした地域交流事業 (生涯学習課)	地域が主体的に実施する、子どもとその保護者及び地域の大人と一緒に活動できる事業に対し、財政的な支援を実施することで、子どもが日常的な環境から離れた体験の場づくりの充実を図ります。また、地域コミュニティ協議会等が主体となって実施することにより、地域と親子がふれあう機会となり地域の活性化につなげます。

<p>学習成果発表の場 事業 (生涯学習課 生涯学習センター)</p>	<p>市民や市民グループがこれまで培ってきた知識や技術の成果を生涯学習の分野で役立ててもらうための、講座等の提案を募集し、企画・実施できる機会を提供することで、市民参画型の講座開催を支援します。</p>
---	---

6-2 意見交換の機会の提供

事業名	事業概要
<p>附属機関等の会議の公開と委員公募の推進 (総務課)</p>	<p>附属機関等の会議は原則公開とし、会議記録を作成・公表します。また、附属機関等の公募委員は、公募委員を除く委員の2割を下らない人数としています。</p>
<p>パブリックコメントの実施 (広聴広報課)</p>	<p>市の基本的な政策等を策定する際、政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、最終的な意思決定に市民からの意見等を反映させるとともに、意見等の概要やこれに対する市の考え方等を公表するパブリックコメントを実施します。</p>
<p>生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業 (健康福祉総務課地域共生社会推進室、長寿福祉課)</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続できるよう、多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターの配置やコーディネーターとサービス提供主体が参画する「第2層協議体」での情報共有・連携強化等に取り組みます。</p>



7 行政の組織体制整備

市民に対し、本市の施策や取組などを積極的に、分かりやすくかつ適時に提供、発信するなど、情報の共有に努めます。

また、協働によるまちづくりの推進を目的とする庁内組織を中心に、局課の垣根を越えた柔軟な参画・協働の仕組みを構築するとともに、庁内各局課が、地域コミュニティ協議会や市民活動団体等に関する情報を共有できる仕組みを整備します。

<施策の方向>

7 行政の組織体制整備

<取組項目>

7-1 市民への積極的な情報提供・情報共有

7-2 行政内での地域コミュニティ協議会や市民活動団体に関する情報共有

7-3 局課の横断的な参画・協働の体制整備

7-1 市民への積極的な情報提供・情報共有

事業名	事業概要
ユニバーサルデザインマップ運営事業 (男女共同参画・協働推進課)	年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もが快適に生活できるよう、公共施設等や民間施設のバリアフリー情報や外国語対応の情報等を掲載したウェブサイトにより情報発信を行います。
ホームページやSNSによる情報発信 (広聴広報課)	ホームページや SNS を活用し市の施策や事業を始め、子育てなど暮らしに役立つ情報や観光・イベントなど、様々な情報を発信します。また、災害関連情報を始め、市長定例記者会見や広報番組などにより、分かりやすく市政情報などを発信します。
子育て支援総合情報発信事業 (子育て支援課)	少子化及び核家族化が進行する中、子育て家庭の子育てに関する不安や負担感、孤立感を軽減するため、子育て家庭が必要とする各種子育て関連情報を集約・一元化し、効果的・積極的に発信することにより、子育て支援の促進を図ります。

7-2 行政内での地域コミュニティ協議会や市民活動団体に関する情報共有

事業名	事業概要
「協働ほっとライン」による情報共有の推進 (コミュニティ推進課、男女共同参画・協働推進課)	協働推進員がその活動において、地域コミュニティ協議会や市民活動団体との協議等により得た情報を、行政の関係課や他の協働推進員に周知する等、庁内の情報共有を推進します。 また、各地域コミュニティ協議会や市民活動団体にも役立つ情報等を提供し、情報共有を図ります。

7-3 局課の横断的な参画・協働の体制整備

事業名	事業概要
協働のまちづくり推進本部の体制強化 (男女共同参画・協働推進課)	地域コミュニティ協議会、市民活動団体等の自立及び活動の促進を図り、多様なパートナーシップのもと、市民と行政との協働によるまちづくりを、庁内の連携により総合的・効果的に推進します。
ほっとかんまち高松づくり事業(高松型地域共生社会構築事業) (健康福祉総務課地域共生社会推進室)	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「まるごと福祉相談員」の配置や「つながる福祉相談窓口」の設置のほか、国の「重層的支援体制整備事業」の枠組みを活用して、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。



事業展開に当たっての留意事項

1 協働の原則

社会的役割の異なる主体同士が協働により地域課題の解決に取り組む際には、お互いが守らなければならない共通の原則があります。これらの原則を踏まえ、準備段階から十分な協議と合意形成を図りながら進めるとともに、「協働」とは、社会的な課題の解決という共通の目的を達成するための手法であることを認識することが必要です。

< 協働の原則 >

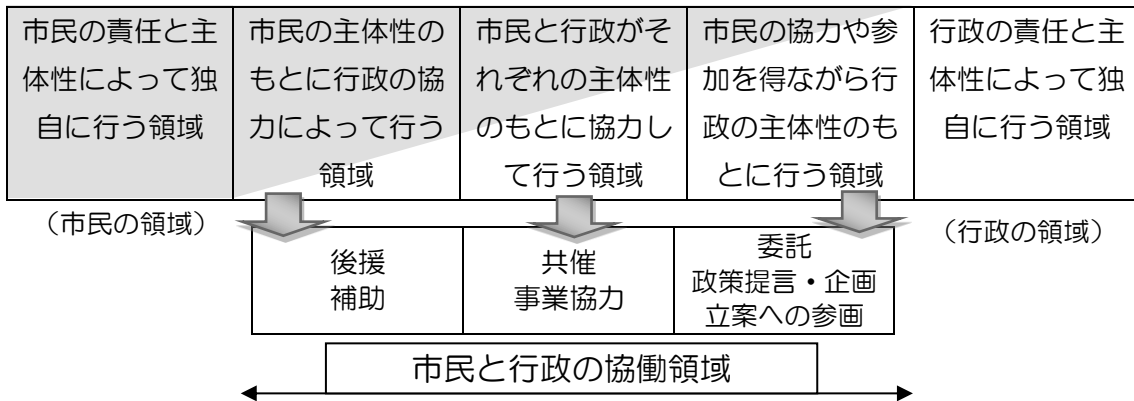
- (1) 目的を共有すること
- (2) 相互に理解すること
- (3) 対等であること
- (4) 自主性を尊重すること
- (5) 自立化を進めること
- (6) 公開すること
- (7) 情報を共有すること
- (8) 変革を受け入れること
- (9) 期限を決めること
- (10) 適切な対価を支払うこと

2 協働の領域

市民と行政が協働で公共的サービスを提供する際には、双方の領域整理に留意し、適切な役割分担と責任の範囲について合意形成を図る必要があります。

次に示す図は、公共的サービスの提供について、市民・市民活動団体と行政の関係には多様なレベルがあることをモデル的に表したものです。それぞれの領域に基づき、「後援」、「補助」、「共催」、「事業協力」、「委託」、「政策提言・企画立案への参画」等の協働の形態があります。

< 図 協働の領域（「高松市自治と協働の基本指針」より抜粋） >



3 協働の形態

協働事業を実施する場合、事業の成果が最大限に得られるよう、事業の目的や求める成果、相手方の自立化などを考慮して、適切な協働形態を選択することが必要です。協働のまちづくりを進める事業の展開において、協働の形態の選択に当たっては、以下のような点に留意が必要です。

後援

行政が、相手方の事業に対して信用保証を行う協働の形態

◆ 効果 ◆

相手方の信用を高め、社会での認知度が増すことにつながります。

◆ 留意点 ◆

- 基準を明確にし、新しい団体の参入機会を確保すること。
- 所管が不明の時は、総合的な視野で所管課を決定すること。
- 後援した事業を評価し、成果を明確にすること。

■ 「後援」の主な事業

事業名
各種イベント等への名義後援（全庁）



補助

相手方が主体的に取り組む公共的な事業に、行政が資金などを提供し援助する協働の形態

◆ 効果 ◆

相手方の先駆性や柔軟性、専門性を活かし、行政が公平・平等の観点からは対応が困難な市民ニーズに間接的に対応できます。

◆ 留意点 ◆

- 期限を設定するとともに資格を明確にするなど、既得権化を抑え、機会を均等に設けること。
- 相手方の自立性が高まるように実施すること。
- 資金を提供する側・される側という意識から、対等性を失うことのないようにすること。
- 事業に関する情報を公開し、透明性を確保すること。
- 事業成果を公表するとともに、次年度も継続する場合は、事業の評価結果を反映すること。

◆ 補助対象の選び方 ◆

- 複数の相手方から補助の対象を選ぶ場合は、その特性を生かした事業内容と相手先を選定するために、企画公募方式によって選ぶことを検討する必要があります。
- 対象となる相手方が客観的に見て特定の団体に限られている場合は、その団体の社会的公共性の確認、事業目的・成果・役割分担などについて協議を行い、協働の意思の確認を行った後、対象として選定し、事業の実施可能な相手方がその団体のみであることを明示するとともに、当該事業に関する情報を公開する必要があります。



■協働の形態「補助」に該当する主な事業

取組項目	事業名
3-1 コミュニティ活動の拠点整備	高松市高齢者居場所づくり事業 (長寿福祉課)
4-1 地域コミュニティ協議会の自立・活性化の支援	地域まちづくり交付金事業 (コミュニティ推進課)
4-3 市民活動団体の自立・活性化の支援	高松まちかど漫遊帖補助事業(観光交流課)
5-3 地域コミュニティ協議会と行政の連携	地域組織が主体となる地域公共交通運行事業 (交通政策課)
	「ため池守り隊」市民活動支援事業(土地改良課)
	高松市自主防災組織育成強化事業 (消防局予防課)
5-4 市民活動団体と行政の連携	環境衛生組合連合会活動推進事業 (環境総務課)
6-1 市民提案型事業の充実	子どもを中心にした地域交流事業 (生涯学習課)



地域まちづくり交付金事業

共催（実行委員会含む）

相手方と行政がともに事業主体となって、共同で一つの短期的な事業を主催する協働の形態

◆ 効果 ◆

相手方の専門性やネットワークを活かすとともに、市民の視点から事業を企画・実施することができます。また、行政が共同の主催者であることにより、相手方の信用性が高まります。

◆ 留意点 ◆

- 企画・計画の段階から相手方と十分な協議を行い、当事者意識の向上を図ること。
- 相手方と行政の役割分担や、経費負担、責任の所在などについて事前に取り決めること。
- 個別の相手方と事業を実施する場合は、協定書などを作成し、取り決めた内容を明らかにすること。
- 実行委員会方式で実施する場合、前例踏襲による委員の固定は実行委員会の自主性や意欲の低下を生じる恐れがあるので、必要に応じて見直すこと。
- 随時、進捗状況を確認し、実施に伴う課題を十分協議すること。

■協働の形態「共催」に該当する主な事業

取り組み項目	事業名
1-1 子どもたちの参画機会の創出	「親子文化財教室」開催事業 (文化財課)
4-2 地域コミュニティ協議会の組織強化	自治会再生支援事業 (コミュニティ推進課)
5-4 市民活動団体と行政の連携	高松市菊花展競技会 (文化財課)
5-5 大学、企業等と行政の連携	人権フェスティバル in たかまつ (人権啓発課)



「親子文化財教室」開催事業



事業協力

共催・実行委員会以外の形態で、相手方と行政がそれぞれの特性を生かし、一定期間、継続的な関係のもとに協力して事業を実施する協働の形態

◆ 効果 ◆

身近な社会的課題を解決することにより、市民の意識や関心が高まるとともに、双方の得意分野を生かすことができるなど、相乗効果が期待できます。

◆ 留意点 ◆

- 企画段階から双方で十分話し合っけて検討を行い、協定書などにより役割分担、費用分担、責任の所在など取り決めた内容を明確にすること。
- 対等な立場での事業協力であることを双方が確認し、どちらか一方の主導で進めたり、役割分担が偏ったり、依存的にならないようにすること。
- 随時、進捗状況を確認し、事業実施に伴う課題などを双方で話し合うこと。

■協働の形態「事業協力」に該当する主な事業

取組項目	事業名
1-3 若年層・転勤族等の参画機会の創出	二十歳のつどい運営事業（生涯学習課）
1-4 多様な人材養成事業	人権啓発推進事業（人権啓発課）
5-3 地域コミュニティ協議会と行政の連携	地域清掃支援事業 （環境指導課適正処理対策室）
5-4 市民活動団体と行政の連携	花いっぱい推進事業（公園緑地課）



花いっぱい推進事業

委 託

行政の責任において実施すべき事業を、相手方に委託して実施する協働の形態

◆ 効 果 ◆

相手方の専門性などを生かし、効果の高い事業が実施できます。

◆ 留 意 点 ◆

- 委託は、本来的には行政の範囲にある業務を代行する活動であることから、相手方自体の成果ではないことを双方が理解した上で、相手方と行政の目的が実現できる方法の一つとして委託を選択肢に入れること。
- 相手方の特性を発揮することができる事業を委託すること。
- 仕様書や契約書は骨格的な条項にとどめ、相手方の意見や提案を取り入れる余地を残すこと。
- 事業の実施に当たっては、周囲の状況変化に柔軟に対応できるようにしておくこと。
- 委託による成果物は、互いに資源を提供し合うことによって得られたものと考え、その所有権・公開権は基本的に双方のものとするのが望ましいが、権利の帰属については、契約時に双方で協議の上、契約上明示すること。
- 受託者による参加費の徴収、成果物の有償頒布などについても、協議の上、契約上明示すること。
- 多くの相手方は行政との契約の経験が少ないので、契約・支払の方法、契約書類などについて、事前によく説明すること。
- 相手方の資金面に配慮し、事業の円滑な実施のために必要であれば、前金払を検討すること。

◆ 委 託 先 の 選 び 方 ◆

- 相手方の特性を生かした事業を行う協働事業の場合は、随意契約による委託が多くなると考えられます。
- 複数の団体から委託先を選ぶ場合は、企画公募方式によって選ぶことを検討する必要があります。
- 対象となる相手方が客観的に見て特定の団体に限られている場合は、その団体の社会的公共性の確認、事業目的・成果・役割分担などについての協議を行い、協働の意思の確認を行った後、対象として選定し、事業の実施可能な相手方がその団体のみであることを明示するとともに、当該事業に関する情報を公開する必要があります。

■協働の形態「委託」に該当する主な事業

取組項目	事業名
1-2 団塊世代の参画機会の創出	放課後子ども教室事業（子育て支援課）
2-1 職員の意識改革	職員研修の実施（人事課）
4-3 市民活動団体の自立・活性化の支援	高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」（文化芸術振興課）
4-4 中間支援組織の情報収集・発信、コーディネート機能の充実	男女共同参画センターの情報収集・提供及び相談事業 （男女共同参画・協働推進課）
5-1 地域コミュニティ協議会と市民活動団体の協働の促進	「高松市まちづくり学校」事業 （男女共同参画・協働推進課）
5-4 市民活動団体と行政の連携	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援課）
	南部クリーンセンター・エコホテル体験学習事業 （南部クリーンセンター）
7-1 市民への積極的な情報提供・情報共有	子育て支援総合情報発信事業 （子育て支援課）



高松市まちづくり学校 地域づくりチャレンジ塾

政策提言・企画立案への参画

行政が政策立案や事業企画を行うに当たって、市民からの提言や意見などを取り入れる協働の形態

◆ 効果 ◆

新たな社会的課題に対する相手方の先駆的な取組のノウハウや専門的な知識などを生かすことができ、地域や生活の現場からの問題提起や提案・意見が受けられます。

◆ 留意点 ◆

- 政策や事業を考える初期の段階で、相手方から提案や意見を募集すること。
- 市民から随時行われる提案などについても、きちんと受け止めること。
- 行政の持つ資料や情報を積極的に分かりやすく提供すること。
- 審議会や委員会等に市民が参画する機会を積極的に設けること。
- 審議会や委員会等の委員の選定に当たっては、その基準を明確にすること。
- 審議会や委員会等を公開し、透明性を高めること。

■協働の形態「政策提言・企画立案への参画」に該当する主な事業

取組項目	事業名
6-2 意見交換の機会の提供	附属機関等の会議の公開と委員公募の推進 (総務課)
	パブリックコメントの実施(広聴広報課)



協働の推進

1 庁内体制の充実

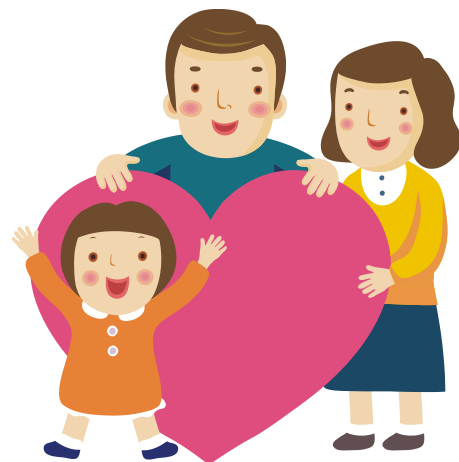
自治基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」を目指し、市民政策局長を本部長とし、庁内の関係局で構成する「高松市協働のまちづくり推進本部」において、協働のまちづくり施策の総合調整、庁内の横断的な連携強化を図り、総合的かつ効果的な取組を推進します。

2 高松市協働づくり懇談会との連携

本市における市民活動を促進するため、学識経験者、公共的団体等からの推薦による委員等で構成する「高松市協働づくり懇談会」において、市民と行政との協働の推進に関する基本的かつ重要な事項について意見を聴き、連携を図りながら事業を推進します。

3 みんなでこっしゃえよう うまげな高松

自治の主権者である市民が、それぞれの特性を生かして主体的に市政や地域のまちづくりに参画することにより、お互いに、人の役に立つという喜びが感じられ、すべての人に居場所と出番があり、それぞれが助け合い、支え合うことができるまちになります。



高松市協働のまちづくり推進ガイド

高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話 (087) 839-2275 FAX (087) 839-2125

メールアドレス danjyo@city.takamatsu.lg.jp

ホームページアドレス

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shimin_katsudo/shimindandai/suishin_guide.html

